

第8回市政アンケート調査結果

田村市民の声

田村市を良くするために
市政への満足度・期待などをお聞きしました



市では、市民の皆さんの声を市政に反映
していくため、市政アンケートを行っ
ています。

市政に対する率直な意見を今後のより良い
まちづくりに活用します。
アンケート結果の一部をお知らせします。

アンケートの概要

対 象 市内に居住する 18 歳以上の
1,000 人（無作為抽出）
期 間 8 年 2 月 18 日～ 3 月 16 日
項 目 市政評価 9 問
市民意識・市政要望など 43 問
回答数 404 人（回答率 40.4%）
詳細は、市ホームページをご覧ください。
本年度も市政アンケートを行う予定です。
皆様のご協力をお願いします。



☎総務部 総務課 ☎81-2117

田村市の住みやすさ

- ・住みやすい（どちらかと言えば住みやすい）…………… 65.4%（前回 69.1%）
- ・住みにくい（どちらかと言えば住みにくい）…………… 28.0%（前回 24.6%）
- ・わからない…………… 6.6%（前回 6.3%）

住みやすい 65.4%

住みにくい 28.0%

わからない 6.6%

市民サービス

- ・満足（ほぼ満足）…………… 52.1%（前回 51.5%）
- ・ふつう…………… 34.4%（前回 36.3%）
- ・不満（やや不満）…………… 10.9%（前回 10.7%）
- ・わからない（無回答）…………… 2.6%（前回 1.5%）

満足 52.1%

ふつう 34.4%

不満 10.9%

わからない 2.6%

「市民サービス」で改善すべき点

- 1位 接客態度
- 2位 説明能力
- 3位 待ち時間・スピード感

窓口対応の際に、担当者の業務への理解力が不足しているとのこと指摘をいただきました。皆さまの声を真摯に受け止め、田村市職員として市民の皆さまに満足いただけるような行政サービスの向上に努めます。

市政各分野における市民満足度

上位3位

- 1位 幼稚園・保育園
(前回1位)
- 2位 義務教育(前回2位)
- 3位 福祉(前回3位)

下位3位

- 20位 農林水産業振興
(前回21位)
- 21位 道路(前回22位)
- 22位 公共交通(前回18位)

特に求められている施策 5項目

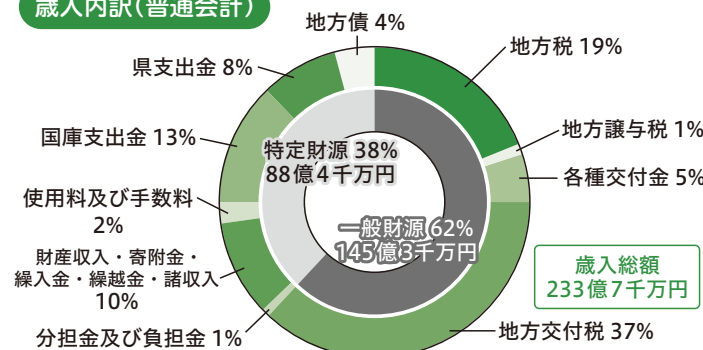
- 保健・医療
- 子育て支援
- 危機管理・防災対策
- 道路
- 福祉

市がさまざまな公共施設や行政サービスの提供をするために、税金などのお金を集めて管理し、必要なお金を支払っていく活動を財政と
いいます。

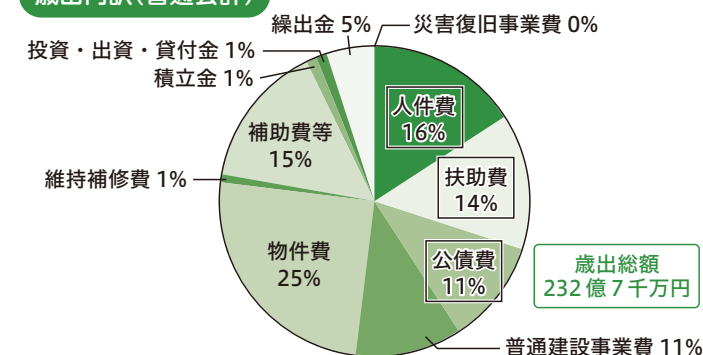
市民の皆さまに、市がどんなお金を集めて、どのように使われているのか。さらには、今後こういった取り組みが必要となるのかを知っ
ていただくため、今月号から全4回に分けてお伝えします。

☎総務部 財政課 ☎81-2118

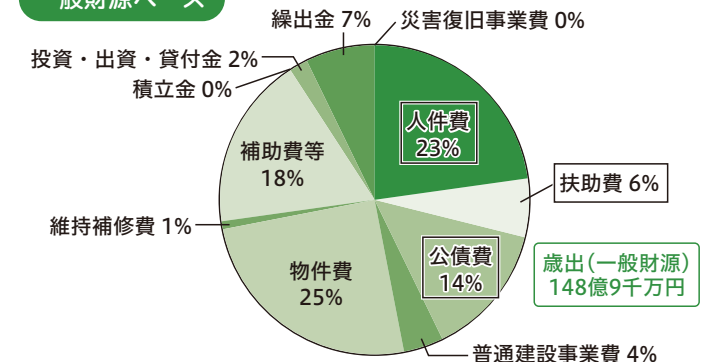
歳入内訳(普通会計)



歳出内訳(普通会計)



一般財源ベース



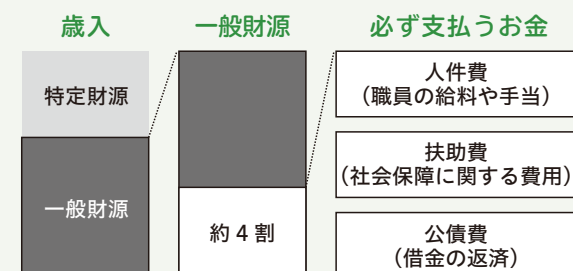
テーマ：歳入と歳出

4月からの1年間で、どのくらい収入があり、何にいくら使うかを定める事前の計画を予算といい、市に入ってくるお金を「歳入」、市が使うお金を「歳出」といいます。ここで市の8年度の普通会計における当初予算を見てみましょう。

8年度の歳入総額のうち、市税や地方交付税などの「一般財源」が全体の約6割を占めます。「一般財源」とは、その使い道を市が自由に決められるお金のことです。反対に、その使い道が特定のことにしか使えないお金を「特定財源」といい、全体の約4割はその使い道が決められています。

続いて歳出を見ていきましょう。

8年度の歳出総額のうち、「人件費（職員の給料や手当）」「扶助費（社会保障に関する費用）」「公債費（借金の返済）」が約4割を占め、これらは法律や義務によってその支払いが決められているものであり、必ず支払わなければならないお金です。また、使い方が自由に決められる「一般財源」のうち、約4割がこれらの経費に使われている実態です。



国民健康保険高額療養費の申請簡素化

該当する月ごとに申請が必要だった高額療養費の支給手続きについて、特例申請書を提出していただくことにより、毎回の申請が不要になります。

- 対象 7月以降受診かつ特例申請書提出月以降の医療費
- 利用条件 世帯主に国民健康保険税の滞納がない、特例申請書に記載された同意事項に同意できる
- 特例申請に必要なもの 支給申請書（特例手続用）、世帯主名義の通帳等、窓口に来る方の本人確認書類

☎市民部 市民課 ☎82-1112

●簡素化対象になる高額療養費の具体例

7月以降受診かつ特例申請書提出月以降の医療費
※ 6月以前受診分の高額療養費は、従来どおり月ごとの申請（領収書の添付も必要）

【具体例】

申請方法	医療費	説明
従来	6月受診分	従来申請で受付
特例	7月受診分	特例申請書提出月から簡素化可能